

市民協働事業「令和 8 年度横浜市再エネ連携協定に係る再エネツアー支援制度構築事業」
に関する協働契約書（案）

横浜市（以下「甲」という。）と（協働事業者名）（以下「乙」という。）とは、市民協働事業「令和 8 年度横浜市再エネ連携協定に係る再エネツアー支援制度構築事業」（以下、「本事業」という。）の実施に当たって、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月条例第 34 号）（以下、「条例」という。）第 8 条に規定する市民協働事業の基本原則に則り、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり協働契約を締結する。

（趣旨）

- 第 1 条 この契約は、本事業の実施に当たって、甲と乙双方が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働を進めていくために必要な事項を定めるものとする。
- 2 甲及び乙は、市民公益活動の自主性を尊重するとともに、互いに依存や癒着等の関係に陥ることなく、双方が自立した存在として協働を進める。

（事業目的の共有）

第 2 条 甲及び乙は、横浜市が再生可能エネルギーに関して連携協定を締結する自治体（以下「連携自治体」という。）を訪問するツアー（以下「ツアー」という。）について、横浜市によるツアー支援制度を構築することにより、民間主導で継続的にツアーが実施され規模が拡大し、市内需要家に対する再生可能エネルギーへの切替えを啓発し、横浜市の脱炭素化を促進するという事業目的を共有する。

（事業の概要）

第 3 条 甲及び乙は、前条の事業目的を達成するため、協働して次の事業を実施する。なお、計画の変更が生じる場合は、甲乙協議の上、決定する。

- (1) 事業名 令和 8 年度横浜市再エネ連携協定に係る再エネツアー支援制度構築事業
- (2) 事業内容 支援制度を見据えたモデルツアーの企画・検証、検証結果のとりまとめの実施、ツアー支援制度の検討 等
- (3) 事業実施期間 協働契約の締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（役割及び責任分担等）

第 4 条 甲及び乙は、それぞれに次に掲げる役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

事業項目	甲の役割	乙の役割
支援制度の検討、支援制度に即したモデルツアーの企画・検証、検証結果のとりまとめ	本事業に係る企画・調整の支援、横浜市関連の情報提供、集客等プロモーションの支援、その他乙からの提案により求められる事項、支援制度の検討等	本事業に係る企画・調整・検証、各種手配（訪問先、宿泊先、交通手段、備品等）、各種支払い業務等、集客等プロモーションに係る業務、報告書作成、支援制度の提案等

- 2 甲及び乙は、前項に定めるもののほか、事業実施途中で役割が生じた場合は、甲乙協議のうえ、その役割の必要性を共有し、分担して、質の高い成果を得られるよう努める。

(事業の進め方)

第5条 甲及び乙は、協働で事業に取り組むにあたり、「令和8年度横浜市再エネ連携協定に係る再エネツアー支援制度構築事業」協働事業者の選定に係る募集要項及び協働事業者の提案内容等に基づき、別紙のとおり事業計画を定める。なお、計画の変更が生じる場合は、甲乙協議のうえ決定する。

2 甲及び乙は、前項で定める事業計画に基づき、第4条で定める役割分担にしたがって誠実に事業の適正な執行に努め、定期的に事業進捗状況の確認を実施し、必要に応じて事業実施計画の改善を図る。

3 甲及び乙は、事業進捗の節目及び事業の終了後に、条例第15条の規定に基づき事業評価を相互に実施する。

4 甲及び乙は、前3項の実施にあたって組織同士で協議する場を設け、協議の過程において行う意思表示及び意思決定について、説明責任を負うものとする。

(経費分担)

第6条 事業に必要な経費については、第4条で定める役割分担に基づき、それぞれが負担する。具体的な負担項目及び内訳は別紙のとおりとする。

2 甲及び乙は、関連する法令に基づき、経費を適正に執行する。

3 事業終了後、乙は事業実施期間内に事業報告書及び収支報告書等を作成し、甲に提出する。甲の負担額については、甲が各報告書に基づき額を確定し乙へ通知する。

4 乙は甲が額の確定の通知を発送した日の翌日起算で5日後の午後5時までに請求書を甲に提出すること。

(成果及び権利の帰属・譲渡等)

第7条 本事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果及び権利については甲及び乙の両者に帰属するものとする。ただし、甲又は乙の各々に既に帰属している成果及び権利は除くものとする。

2 甲及び乙は、この契約によって生ずる成果及び権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この契約の相手方の承諾を得なければならない。

(秘密及び個人情報の取扱い)

第8条 甲及び乙は、本契約に係る締結過程及び履行過程で知り得た秘密及び個人情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。この契約が終了した後も同様とする。ただし、甲又は乙が、司法手続又は法令に基づき開示する場合はこの限りでない。

2 乙は、事業実施の際の秘密の保持については、条例第13条を遵守するものとする。

(公開の原則)

第9条 条例第4条第2項、第8条第3号及び第15条第2項の規定に基づき、事業に関する情報及び評価は公開を原則とし、甲及び乙それぞれに説明責任を果たすものとする。

(契約の有効期間)

第10条 この契約の有効期間は、契約書の締結の日から第5条第3項に定める事業評価が終了するまでとする。

(契約の解除)

第 11 条 甲及び乙は、いずれかがこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるときは、契約を解除することができるものとする。

(疑義事項の取扱い)

第 12 条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは速やかに協議を行い、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、契約書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
 横浜市
 横浜市長 山中 竹春

(乙) ○○○○○○○○○○○○○○
 株式会社○○○○○
 代表取締役 ○○ ○○